



福祉医療制度のご案内

医療費の負担を軽減するために、次のような助成制度があります。
申請をしていない人で、該当すると思われる人は、役場保険医療課まで
お問合せください。

▶ 問合せ 役場保険医療課

子ども医療

対象者には「子ども医療費受給者証」が発行され、入院・通院ともに医療機関での自己負担はありません。

●対象者

中学校卒業までの子

●所得制限 なし

障害者医療

対象者には「障害者医療費受給者証」が発行され、入院・通院ともに医療機関での自己負担はありません。

●対象者

- ・身体障害者手帳所持者
(1～3級、4級腎臓機能障害、
4～6級進行性筋萎縮症)

- ・療育手帳所持者(A、B判定)

- ・自閉症状群と診断された人

※自閉症状群の要件で申請する場合は、事前にご相談ください

●所得制限 なし

母子・父子家庭医療

対象者には「母子・父子家庭医療費受給者証」が発行され、入院・通院とも医療機関での自己負担はありません。

●対象者

- ・18歳の年度末までの子を扶養している母(父)とその子

- ・父母のいない18歳の年度末までの子

●所得制限 児童扶養手当一部支給制限額に準ずる(母・父)

※助成の対象は、保険診療内のものに限り
(予防接種、歯列矯正、入院時の食事代、差額ベッド代等は対象外です)

こんな時には届け出を

- 受給資格要件に該当しなくなったとき
- 氏名、住所、加入している医療保険が変わったとき
- 転入したとき ○転出するとき ○死亡したとき
- 交通事故等、第三者から被害を受けた場合のけがで福祉医療を使うとき

精神障害者医療

●対象者

- ①自立支援医療受給者証(精神通院)所持者
対象者には「精神障害者医療費受給者証(精神通院医療のみ使用可)」が発行され、自立支援医療受給者証に記載された医療機関では、通院に限り自己負担はありません。

- ②精神障害者保健福祉手帳(1、2級)所持者
対象者には「精神障害者医療費受給者証(全疾患の入院医療・通院医療可)」が発行され、入院・通院とも医療機関での自己負担はありません。

※精神通院をしている人は、「自立支援医療受給者証(精神通院)」が別途必要です

●所得制限 なし

後期高齢者福祉医療

●対象者

後期高齢者医療に加入している人のうち

- ①母子・父子家庭医療該当者

- ②戦傷病者手帳所持者

- ③ひとり暮らし、ねたきり・認知症高齢者

- ④障害者医療該当者

- ⑤感染症予防法、精神保健福祉法による命令入所該当者

- ⑥精神障害者保健福祉手帳(1、2級)所持者

- ⑦自立支援医療受給者証(精神通院)所持者

対象者には「後期高齢者福祉医療費受給者証」が発行され、①～⑥は入院・通院とも医療機関での自己負担はありません。

※精神通院をしている人は、「自立支援医療受給者証(精神通院)」が別途必要です

※⑦は自立支援医療受給者証に記載された医療機関では、通院に限り自己負担はありません

●所得制限

- ①母子・父子家庭医療に準ずる

- ②障害児福祉手当に準ずる

- ③住民税非課税世帯のみ対象(世帯を分けていても、生計を同一にしている場合は、同じ世帯とみなします)

- ④⑤⑥⑦ なし